

最高裁秘書第1039号

令和3年4月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

3月10日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

司法修習生に対する修習の停止の開始日は、修習の停止処分が司法修習生に告知された時点であるかどうかが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1153号

令和3年4月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生に対する修習の停止の開始日は、修習の停止処分が司法修習生に告
知された時点であるかどうかが分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年3月15日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第2号

(2) 謝問日

令和3年4月14日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1156号

令和3年4月20日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情） 諒問第2号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年4月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

司法修習生に対する修習の停止の開始日は、修習の停止処分が司法修習生に告知された時点であるかどうかが分かる文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月10日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

司法修習生に対する修習の停止の開始日がいつになるかを記載した司法行政文書を作成するような定めはなく、必ず作成しなければならないものではない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

よって、原判断は相当である。